

## 令和6年11月8日からの大雨災害に係る沖縄県災害見舞金支給要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、次条に定める自然災害により被害を受けた者に対して、生活の再建を支援し、住民の生活の安定に資することを目的として、この要綱に基づき見舞金を支給する。

### (見舞金の支給の対象となる自然災害)

第2条 見舞金の支給の対象となる自然災害は、令和6年11月8日からの大雨に起因する災害とする。

### (見舞金の支給対象者)

第3条 知事は、前条に規定する自然災害により、その居住する住家が準半壊以上の被害を受けた世帯に対し、見舞金の支給を行うものとする。この場合において、世帯主及び世帯に属する者の認定は、原則としてその居住する住宅に被害が発生した日を基準とする。

### (見舞金の支給額)

第4条 前条に該当する世帯に対しては、別表の区分に基づき支給し、沖縄県災害見舞金等支給要領(昭和61年9月12日施行)で定める住家の被害に係る見舞金は支給しないものとする。

### (見舞金の支給申請)

第5条 見舞金の支給の申請をしようとするときは、令和7年3月31日までに、令和6年11月8日からの大雨災害に係る沖縄県災害見舞金支給申請書(以下「申請書」という。)に必要事項を記入の上、次に掲げる書類を添付し、市町村を経由して知事に提出しなければならない。

- (1) 住民票謄本
- (2) 罹災証明書(住家が準半壊以上の被害を受けたことが確認できる市町村が発行する証明書)
- (3) 預金通帳の写し(金融機関・支店名、預金種目、口座番号、申請者本人の名義の記載があるもの)

### (支給の決定等)

第6条 知事は、申請書を受理した場合において、その内容を審査し、見舞金の支給を決定又は却下したときは、速やかに世帯に通知するものとする。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、その他、見舞金の支給に必要な事項は知事が別に定めるものとする。

### 附 則

この要綱は、令和6年12月20日から施行する。

別表（第4条関係）

住家被害の状況	複数世帯	単身世帯
全壊	2,000,000円	1,500,000円
大規模半壊	1,500,000円	1,125,000円
中規模半壊	1,000,000円	750,000円
半壊	750,000円	563,000円
準半壊	500,000円	375,000円